羽生市ふるさと納税推進業務委託事業者募集要項

　　この要項は、羽生市（以下「本市」という。）のふるさと納税推進業務委託に係る契約の相手方となる委託事業者（以下「受託者」という。）を選定するにあたり、企画提案参加方法及び受託者の選定方法について必要な事項を定めるものとする。

１　募集の目的

本市では、ふるさと納税制度を通じた本市の魅力発信やシティプロモーションを推進し、地域経済の活性化と自主財源を確保する取組みを進めている。

この取組みにおける本市へのふるさと納税に係る多岐に渡る業務（返礼品の拡充、広告宣伝、寄附者情報の管理、返礼品の配送管理、受領証明書等の発送等）について、民間事業者が持っている優れたノウハウなどを活用し、効率的かつ効果的に推進することを目的とする。

２　業務名

　　羽生市ふるさと納税推進業務

３　委託業務内容

羽生市ふるさと納税推進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

４　委託期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

５　委託料の上限

　　寄附金額の９％以内での一定割合とする。（消費税及び地方消費税を除く）

※　想定寄附金額は２億５千万円として見積額を算定すること。

※　委託料は寄附金額に対する一定割合とし、返礼品の調達経費や返礼品の配送経費、及び受領証明書・ワンストップ特例申請書・お礼状送付に係る郵送代は含めないものとする。

※　上記以外に、本市に負担が生じる経費があれば追記すること。

６　参加資格

この業務に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　国内に事務所を置く法人であること。

（２）　過去２年間（令和３年度及び令和４年度）において、地方公共団体と本業務に類似する業務の実績を有する者であること。

（３）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生計画の認可決定がなされている場合は除く。）。

（４）　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生計画の認可決定がなされている場合は除く。）。

（５）　地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定に該当しないこと。

（６）　国税又は地方税を滞納していないこと。

（７）　次に掲げるものと関与していないこと。

①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある者

③　その代表者等（役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者）が暴力団の構成員であること。

７　選考スケジュール

質問事項受付開始　　　　　　　　　　　　３月２９日（水）

質問事項の受付期限　　　　　　　　　　 ４月１４日（金）１５時まで

質問事項の回答　　　　　　　　　　　　　４月１８日（火）

企画提案参加表明書の提出期限 　　 　　４月２１日（金）１７時まで

企画提案書の提出期限 　　 ４月２８日（金）１７時まで

企画提案審査　　　　　　　　　　　　　　５月上旬

選考結果発表　　　　　　　　　　　　　　５月中旬

８　質問の受付及び回答

（１）　質問の受付

質問方法：募集要項の内容等に関する質問書（様式１）を下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

電子メールアドレス：kankou@city.hanyu.lg.jp

電子メールの件名：羽生市ふるさと納税推進業務委託企画提案質問書

質問受付期限：令和５年４月１４日（金）１５時まで

（２）　質問の回答

質問への回答は、令和５年４月１８日（火）以降、市ホームページに掲載する。

９　企画提案参加表明書の提出について

本企画提案に参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げるとおり、あらかじめ企画提案参加表明書を提出するものとする。

（１）　提出期限

令和５年４月２１日（金）１７時

（２）　提出先

　　　　羽生市経済環境部観光プロモーション課

（３）　提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、平日の9時～17時まで受け付けます。

※郵送の場合は、受付期限必着とし、配達が証明できる方法（書留、特定記録等）で郵送すること。

（４）　提出書類

①　企画提案参加表明書（様式２）

②　法人の概要（様式３）

③　募集要項「６参加資格（２）」の実績が確認できる書類（契約書等）、実績については業務名、発注者、実施時期、契約金額、業務の概要がわかるものとする。

④　商業登記簿謄本（応募日前３か月以内に取得したもの）及び定款若しくはこれに準ずる書類

⑤　法人の経営状況を示す書類（ウ以外は直近２事業年度分）

ア　貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類

イ　財産目録、事業報告書

ウ　当該事業年度の法人の事業計画書、収支予算書

⑥　納税証明書（令和３年度分）

ア　法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

イ　県税（法人事業税、法人県民税）に係る納税証明書

ウ　市税に係る納税証明書

（５）　提出部数

　　　　１部

１０　企画提案書等の提出について

企画提案書の提出は、次に掲げるとおりとする。

（１）　提出期限

令和５年４月２８日（金）１７時

（２）　提出先

　　　　羽生市経済環境部観光プロモーション課

（３）　提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、平日の9時～17時まで受け付けます。

※郵送の場合は、受付期限必着とし、配達が証明できる方法（書留、特定記録等）で郵送すること。

（４）　提出書類

①　企画提案書

企画提案書は、次に掲げる構成とすること。

なお、様式は任意とするが、Ａ４判横長・片面で作成すること。

　　ア　表紙

・表題（羽生市ふるさと納税推進業務委託企画提案書）

イ　目次

ウ　提案内容等

・基本方針

・提案内容

・業務実施体制（様式４）

・ふるさと納税業務委託（類似業務）の実績（様式５）

②　委託料見積書（寄附金額の一定割合を示すこと）

※宛名は「羽生市長河田晃明」宛とすること

※代表者印の押印は、不要です。

（５）　提出部数

正本１部及び副本（写し）６部

※見積書への押印は、不要です。

（６）　その他

①　企画提案は、１参加者につき１提案に限る。（複数提案は不可）

②　企画提案書の提出後は、その内容を変更することができない。

③　提出された書類は、返却しない。

④　書類の作成に係る経費は、参加者の負担とする。

１１　選考方法及び選考基準

選考は、市が設置する羽生市ふるさと納税推進業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）で審査の上決定する。

評価結果が審査会で別に定める最低基準点より下回った場合は、選考しない。

なお、参加者が１者のみの場合であっても、参加資格を有する者であれば審査するものとし、基準点を上回っている場合は、選考の対象とする。

（１）　審査（書類選考）

参加者から提出された企画提案書を基に審査を行う。

審査方法は書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

（２）　評価基準

審査は、企画提案書により次の審査項目については次のとおりとする。

1. 企画提案内容（想定寄附額２億５千万円達成に向けた提案の優位性）
2. 業務実施体制（類似業務受託実績、返礼品の提案方法、広告宣伝、管理体制、個

人情報保護対策）

1. 業務に要する経費

　（３）　審査結果

　　　　審査結果については、電子メールで通知する。

１２　結果の公表

　選定結果については、市ホームページ上で公表する。

１３　その他留意事項

（１）　提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは、無効とする。

①　資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

②　虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

③　指定する提出期限を超えて提出（郵送の場合は、到達）をしたもの

④　提出書類に不備や不足があるもの

（２）　その他

①　参加申請に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

②　提出された全ての書類については、返却しない。

③　採用された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市が本募集に関する報告、公表等のため必要な場合は、参加者の承諾を得ず提出書類の内容を無償で使用することができる。

④　書類提出後、提案内容について問い合わせをする場合があります。

１４　提出及び問合せ先

埼玉県羽生市経済環境部観光プロモーション課

（住所）埼玉県羽生市中央３丁目７番５号

（電話）048-560-3119

（メールアドレス）kankou@city.hanyu.lg.jp